

令和7年度上毛町障害者優先調達推進方針

令和7年6月12日策定

1 策定趣旨

本町では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（昭和24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 適用範囲

この方針は、本町の全ての行政組織が発注可能な物品等の調達に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、物品等の調達が可能な次の施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所（A型、B型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①から③の全てを満たすもの）

①障害者の雇用者数が5人以上

②障害者の割合が従業員の20%以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達¹の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達²の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、町内を優先し、可能な限り県内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。

6 推進の方法

- (1) 各部署が調達を円滑に進めることができるよう、長寿福祉課は障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各部署に提供する。
- (2) 調達実績の取りまとめ及び公表

7 調達の目標

令和7年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 500千円

8 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の庁舎内での物品の販売や町及び関係団体が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び町民等へのPRの推進にも努めることとする。